

大阪府監察医事務所 について

大阪大学大学院医学系研究科
法医学講座 的場梁次

死体解剖保存法等

1 死体解剖保存法

第一条 この法律は、死体(妊娠四月以上の死胎を含む。以下同じ。)の解剖及び保存並びに死因調査の適正を期することによって公衆衛生の向上を図るとともに、医学(歯学を含む。以下同じ。)の教育又は研究に資することを目的とする。

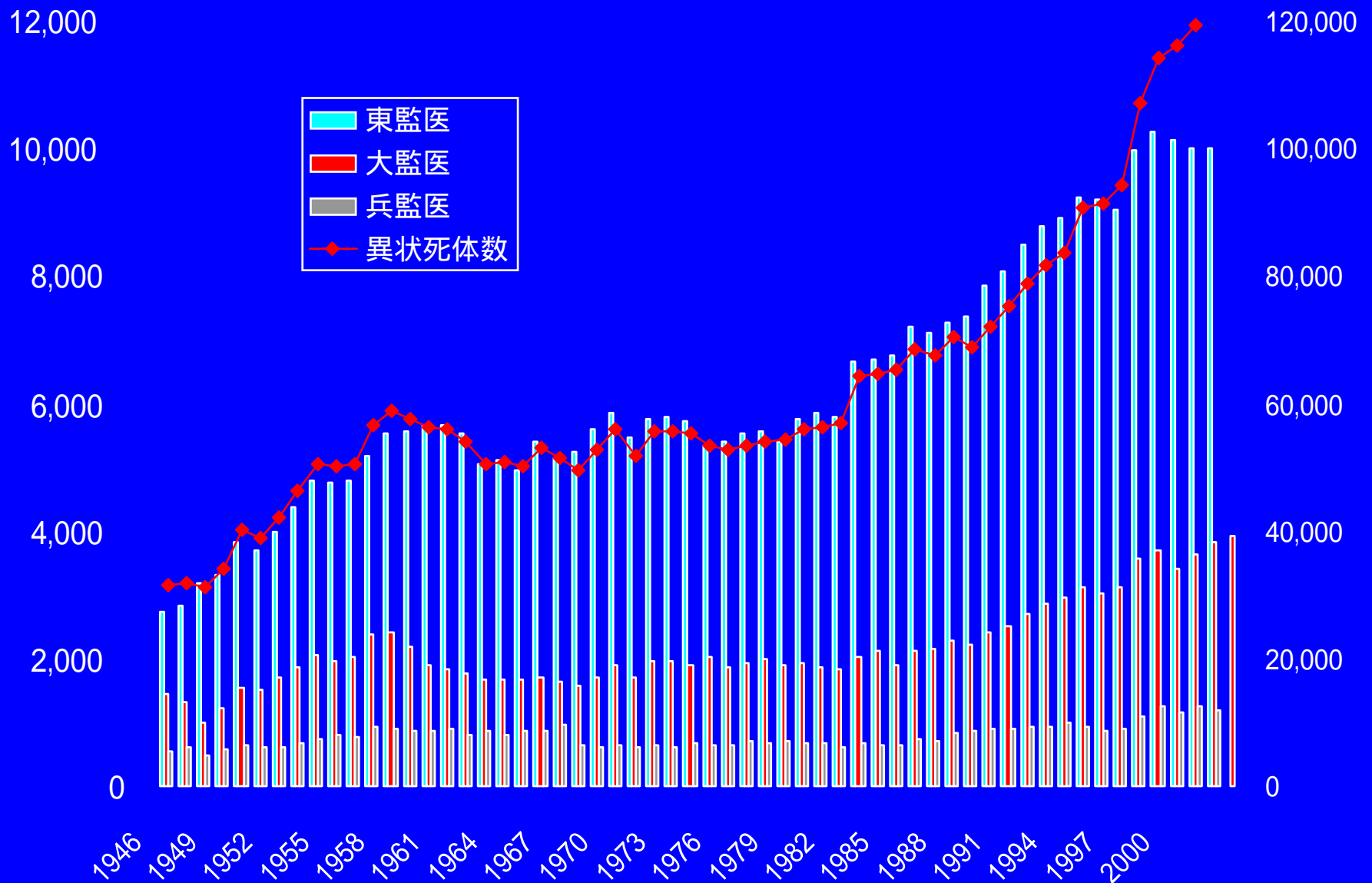
第八条 政令で定める地を管轄する都道府県知事は、その地域内における伝染病、中毒又は災害により死亡した疑いのある死体その他死因の明らかでない死体について、その死因を明らかにするため監察医を置き、これに検案をさせ、又は検案によっても死因の判明しない場合には解剖させることができる。

2 監察医を置くべき地域を定める政令

内閣は、死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)第八条第一項の規定に基き、この政令を制定する。

死体解剖保存法第八条第一項の規定に基き、次の地域を定める。
東京都の区の存する区域、大阪市、横浜市、名古屋市及び神戸市

監察医業務区域と全国の異状死体数



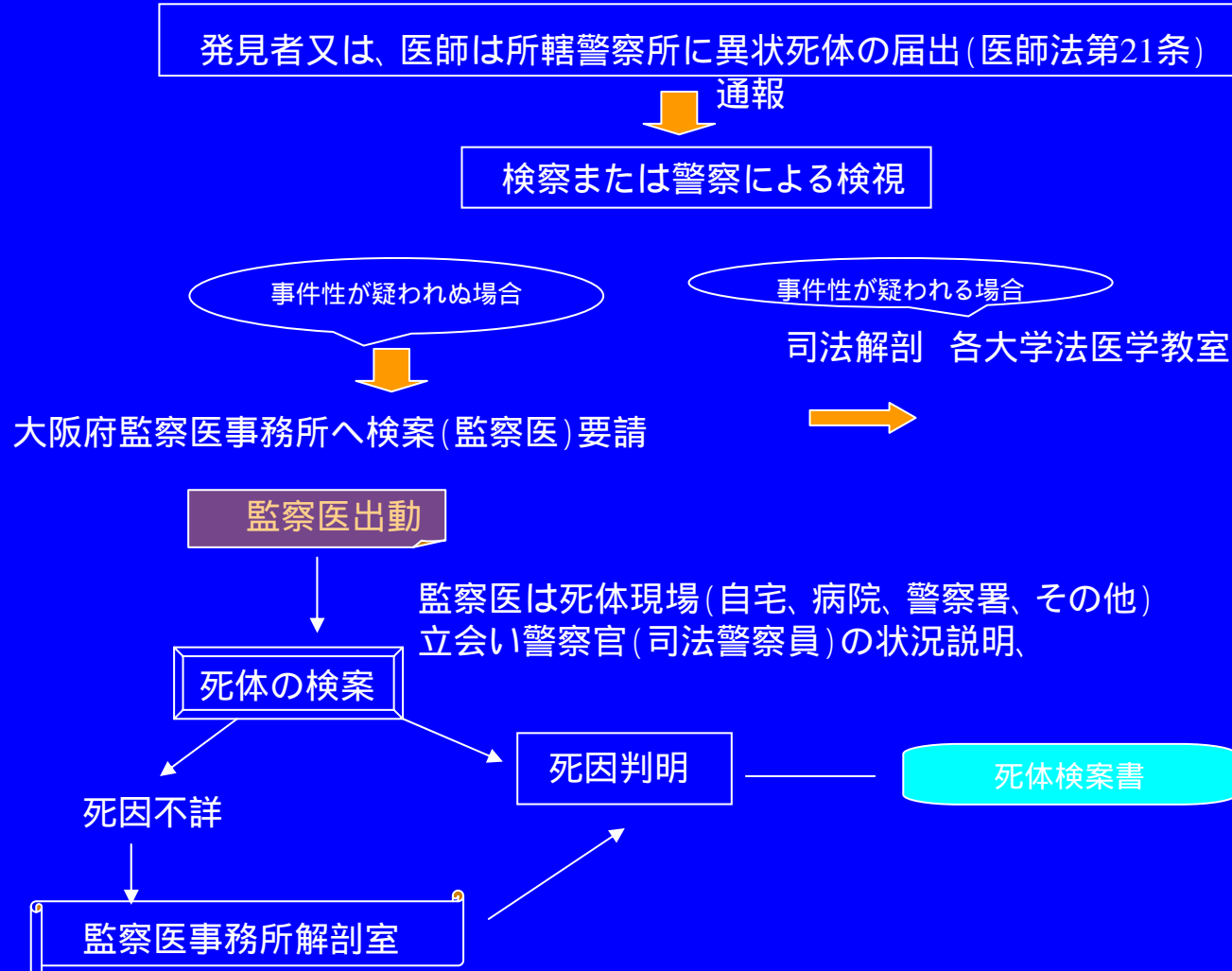
大阪府監察医事務所における 検案の対象及び監察医業務活動の効果

活動(検案、解剖)の対象

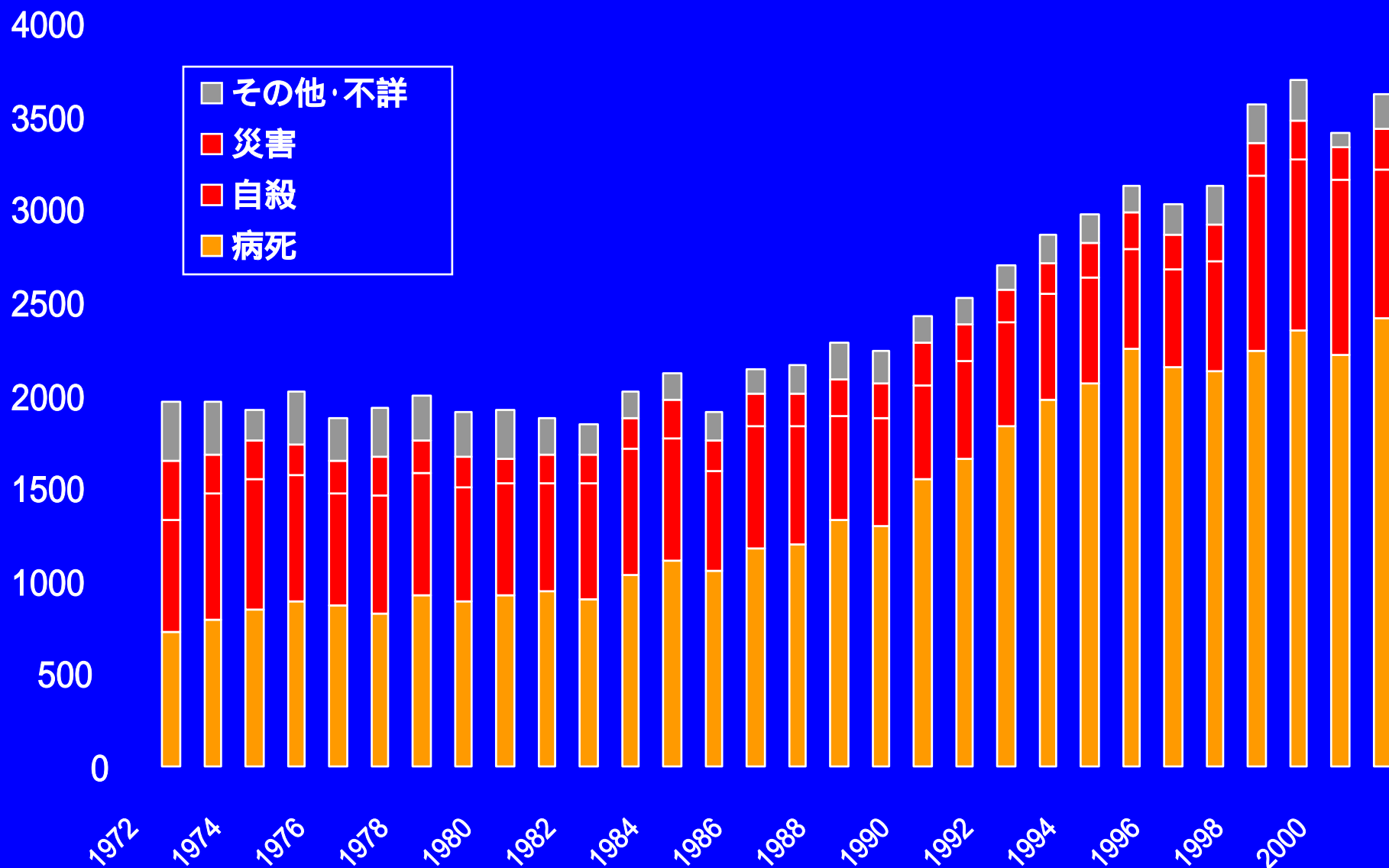
- (1) 伝染病による死亡の疑いのあるもの
- (2) 各種の中毒死またはその疑いのあるもの(自殺、他殺、職業的、災害的または偶発的中毒等)
- (3) 災害死に属するもの(労働災害死、火災死、その他偶発的災害死等)
- (4) 死因が不明確なもの(独居死亡者、路上死亡者、その他適切なる診療を受けられない状況下で死亡した者、水中発見死体等)
- (5) 医療事故死の一部のもの
- (6) ある状況下における乳幼児の突然死

監察医者業務【大阪府監察医事務所】の流れ(その1)

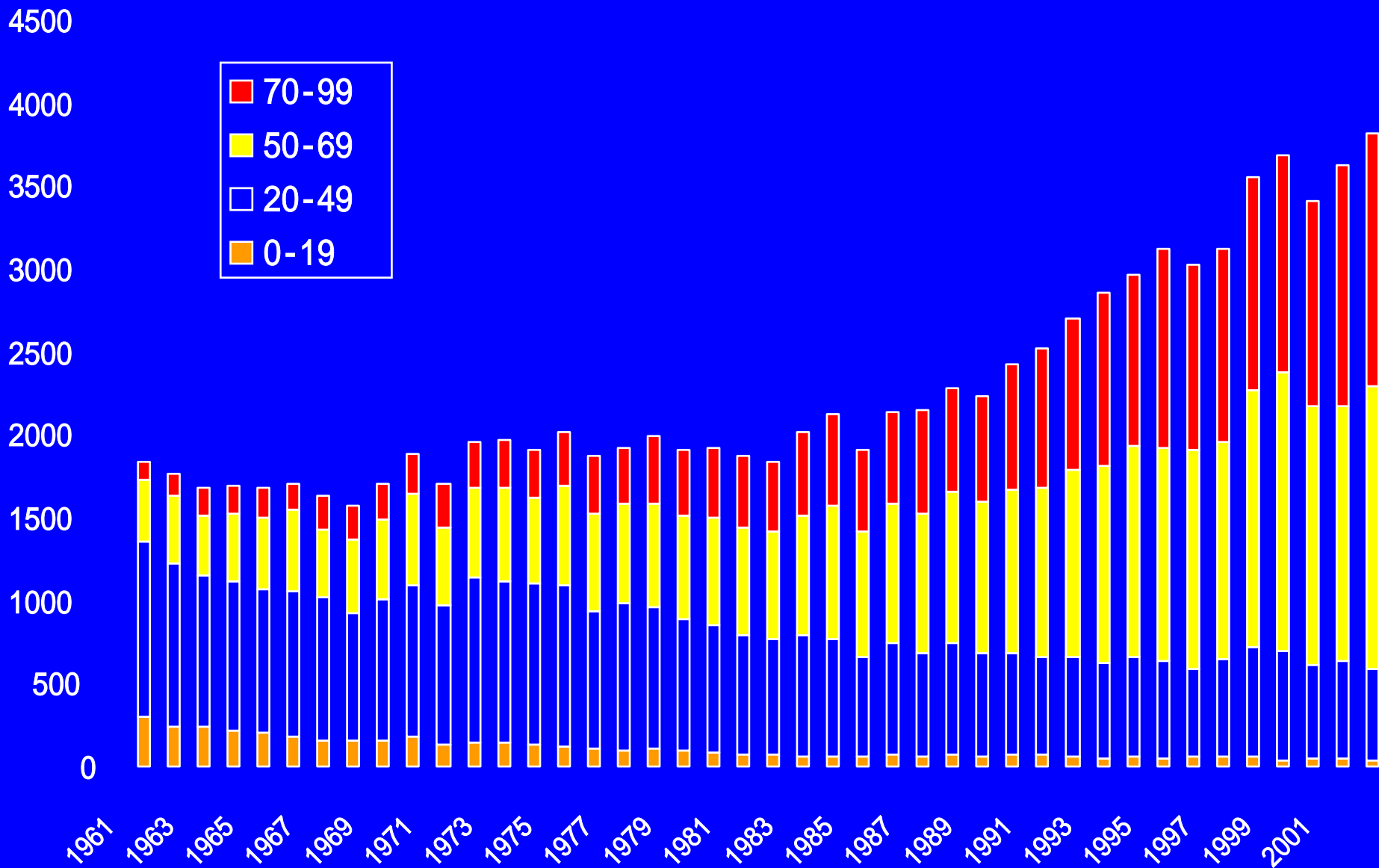
異常死体又は、その疑いのある死体



大監医 死因の年次推移



大監医 年齢別検案数の推移



現状の大阪府監察医事務所の問題点

- 1。 監察医検案対象例は益々増加しているが、この傾向は、我が国の高齢化が続く限り避け得ないものである。
- 2。 監察医の支援体制は旧態依然であり、充分に対応できていない。その原因は、監察医制度を行っている主体が地方自治体であることによるが、近年の経済情勢では、自治体のみでは監察医制度を維持して行くことは困難な状況である。従って、国やNPO等が主体となるという新たな視点での対応が求められる。
- 3。 大阪府監察医事務所においては
 - 1) 施設の老朽化が進んでいる
 - 2) 設置場所が、従来は住人がいない地域であったが、最近近くにマンションが建っている。
 - 3) 現在1日平均検案数は10体あるが、1年のうち4ヶ月は一人の監察医で、時には一人で15体以上の検案を行い、5-6体の解剖を行っているが、深夜に及ぶこともある。これに対して、年間2人制の導入を要望しているが、予算上、無理であるとの回答である。

大阪府監察医事務所を大阪大学内に 移転することによるメリット

- 1。 監察医事業の適正な運営が可能となる。
- 2。 監察医事務所の検案、診断業務のレベルアップに繋がる。
- 3。 大学の行う市民に対する社会貢献である。
- 4。 法医学の教育を行うにあたって、他大学の学生にも教育を行うことができる。
- 5。 法医学研究の推進に貢献可能である。
- 6。 関連領域(中毒分析、死因統計等)の発展に繋がる可能性がある。